

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税：義)(国税3) (法人住民税、法人事業税：義)(地方税4)  【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》 平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》 ・法人税法(昭和40年法律第34号)第138条、第141条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項第3号、第292条第1項第4号</p>
4	担当部局	スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成30年4月1日～平成33年12月31日
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日～平成33年12月31日
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020東京大会の開催に際して、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成25年9月のIOC総会において、2020東京大会の開催が決定された。オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待される。2020東京大会の円滑な開催は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。</p> <p>・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年六月三日法律第三十三号)第1条[抜粋] 「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」 ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定) 2(3)政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進[抜粋] 「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標11 スポーツの振興 施策目標11-2 スポーツを通じた活力がありきづな強い社会の実現
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外からの2020東京大会関係者の受入れ等に関して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020東京大会に際しては、IOC・IPC関係者をはじめ、選手、放送関係者等多くの個人・団体(以下、「大会関係者等」)の関与・来訪が予想される。大会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その大会関係者等が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的三重課税が発生する可能性がある。 我が国は平成29年4月1日現在で、110か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的三重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる2020東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、大会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。 税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関係者等の公平性を担保し、2020東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。
9	有効性等	① 適用数等	対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の中で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		② 減収額	対象となる各事業の開始時期について、現在IOCと組織委員会等の中で検討が重ねられており、決定するまでは資金の流れや関係者の来日見込み等が確定せず、現時点では算出することができない。
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 国際的三重課税の排除等に伴い、大会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、2020東京大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。  《税収減を是認するような効果の有無》 オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待されることから、2020東京大会の円滑な開催は、自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機となる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	各国で開催された過去のオリンピック・パラリンピック競技大会においても同様の国際的三重課税の排除等の措置が講じられており、各大会を通じたオリンピック関係者間の公平性を担保するために、本要望は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	税制改正要望以外にも2020東京大会の着実な開催に向けて、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている。

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	2020 東京大会を我が国において開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化につながるものである。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—